

やまなし移住・定住総合ポータルサイト構築業務に係る企画提案の募集について

次のとおりやまなし移住・定住総合ポータルサイト構築業務に係る企画提案を募集します。

平成30年10月12日

山梨県知事 後藤 齋

1 企画提案の概要

(1) 名称

やまなし移住・定住総合ポータルサイト構築業務

(2) 委託内容

やまなし移住・定住総合ポータルサイト構築業務企画提案実施要領（以下「実施要領」という。）等で定めるとおり。

(3) 委託期間

契約日から平成31年3月29日（金）まで

(4) 予算上限額

4,366,494円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 企画提案の参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

(4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成14年2月28日山梨県告示第64号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

(5) この公告の日から契約締結日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3 実施要領等

参加を希望する者には次のとおり交付する。

(1) 実施要領等の交付方法

この公告の日から平成30年10月22日（月）までの、山梨県の休日を守る条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に定める県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3（2）に掲げる場所において直接交付する。

(2) 契約担当窓口

郵便番号 400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 本館3階

山梨県 総合政策部 地域創生・人口対策課 地域創生担当
電話 055-223-1850 FAX 055-223-1776
E-mail c-jinko@pref.yamanashi.lg.jp

4 企画提案参加資格申請書の提出

(1) 提出期限

公告の日から平成30年10月24日（水）正午まで
なお、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 提出方法

企画提案参加資格申請書の提出は、3（2）の場所に持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

公告の日から平成30年11月2日（金）午後5時まで
なお、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 提出方法

企画提案書の提出は、3（2）の場所に持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

6 審査方法

審査は、企画提案書及び企画提案のプレゼンテーションについて、「やまなし移住・定住総合ポータルサイト構築業務に関する企画提案審査会」において行う。

審査の基準は、別記「やまなし移住・定住総合ポータルサイト構築業務評価基準」による。

審査の結果、評価が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

(1) 企画提案に参加する資格のない者

(2) 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

8 その他

(1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、実施要領で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、実施要領等による。